

令和 6 年 6 月議会

議 案 説 明 資 料

議案第 111 号

令和 6 年度福岡市一般会計補正予算案（第 1 号） . . . 1 頁

議案第 114 号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び
地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例案
. . . 5 頁

議案第 116 号

南部療育センター（仮称）新築工事請負契約の一部変更について . . . 11 頁

こども未来局

議案第111号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第1号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
3	26 市 債	1 市 債	2 こ ども 育 成 債	千円 2,308,000	千円 46,000	千円 2,354,000
	その他の科目(本補正外)			91,604,560	-	91,604,560
	歳入合計			93,912,560	46,000	93,958,560

説 明
児童福祉施設整備債 児童福祉施設整備事業に充当する起債の追加

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
4 5	3款 こども育成費 1項 こども育成費	千円	千円	千円	千円	千円
	2目 こども育成支援費	131,718,419	50,901	131,769,320	-	46,000
	その他の科目 (本補正外)	11,040,721	-	11,040,721	-	-
	歳出合計	142,759,140	50,901	142,810,041	-	46,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一 般 財 源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	46,000	4,901	障がい児支援の追加 50,901 千円 施設福祉対策費 ・南部療育環境整備事業 インプレスライド条項の適用に伴う事業費の増 〔 関連歳入 (26)市債 46,000 千円 児童福祉施設整備債 〕
-	-	-	
-	46,000	4,901	

議案第 114 号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、保育所等の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

2 改正条例

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

3 主な改正内容

3 歳児の職員配置基準を 20 : 1 から 15 : 1 へ、4 ・ 5 歳児の職員配置基準を 30 : 1 から 25 : 1 へ改める。

なお、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所等については、当分の間、この条例による改正後の職員配置基準の規定は適用しない経過措置を規定する。

4 施行期日

公布の日から施行する。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正箇所

旧	新
第1条～第2条 (略) (職員の配置等) 第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2～5 (略) 第4条～第7条 (略) (教育及び保育の内容) 第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。)に基づかなければならない。 2 (略) (以下略)	第1条～第2条 (略) (職員の配置等) 第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。 2～5 (略) 第4条～第7条 (略) (教育及び保育の内容) 第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。)に基づかなければならない。 2 (略) (以下略)

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正箇所

旧	新																				
第1条～第4条 (略) (職員の数等) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> </table> 備考 1～4 略 4・5 (略) (以下略)	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	第1条～第4条 (略) (職員の数等) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> </table> 備考 1～4 略 4・5 (略) (以下略)	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正箇所

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第25条 (略)	第1条～第25条 (略)
(保育の内容)	(保育の内容)
第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
第27条～第29条 (略)	第27条～第29条 (略)
(職員)	(職員)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人
3 (略)	3 (略)
第31条 (略)	第31条 (略)
(職員)	(職員)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

旧	新
(1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の 3第10項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>に つき1人 3 (略) 第33条～第44条 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める数の合計数以 上とする。ただし、一の保育所型事業所 内保育事業所につき2人を下回ることは できない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の 3第12項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>に つき1人 3 (略) 第46条～第47条 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める数の合計 数に1を加えた数以上とし、そのうち半 数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略)	(1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の 3第10項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>に つき1人 3 (略) 第33条～第44条 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める数の合計数以 上とする。ただし、一の保育所型事業所 内保育事業所につき2人を下回ることは できない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の 3第12項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>に つき1人 3 (略) 第46条～第47条 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める数の合計 数に1を加えた数以上とし、そのうち半 数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略)

旧	新
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の 3第12項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> に つき1人 3 (略) (以下略)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の 3第12項第2号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同 じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> に つき1人 3 (略) (以下略)

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正箇所

旧	新
目次 (略) 第1条～第44条 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につ き1人以上、満1歳以上満3歳に満た ない幼児おおむね6人につき1人以上、満 3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>20人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児 おおむね <u>30人</u> につき1人以上とする。た だし、一の保育所につき2人を下ること はできない。 (以下略)	目次 (略) 第1条～第44条 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につ き1人以上、満1歳以上満3歳に満た ない幼児おおむね6人につき1人以上、満 3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>15人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児 おおむね <u>25人</u> につき1人以上とする。た だし、一の保育所につき2人を下ること はできない。 (以下略)

議案第 116 号

南部療育センター（仮称）新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	南部療育センター（仮称）新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 5 年 9 月議会の議決を経て契約した南部療育センター（仮称）新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 5 年 9 月 11 日
変更価額	変更価額 1,750,524,600円(159,138,600円) 元議決額 1,713,250,000円(155,750,000円) 増額 37,274,600円(3,388,600円) ※()内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 旭・西鉄・岩堀建設工事共同企業体 代表者 ・福岡市博多区博多駅南五丁目 10 番 13 号 株式会社 旭工務店 ・福岡市中央区大手門二丁目 1 番 10 号 西鉄建設株式会社 ・福岡市南区若久二丁目 33 番 18 号 株式会社 岩堀工務店 ○工事概要 南部療育センター（仮称）新築工事 鉄筋コンクリート造 4 階 1 棟 延面積 4207.27 平方メートル ○工 事 地 福岡市博多区三筑二丁目 ○工 期 議決の翌日から令和 7 年 2 月 10 日まで (令和 5 年 9 月 12 日から令和 7 年 2 月 10 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

■インフレスライド条項について(建設工事請負契約書第 25 条第6項)

○予期することができない特別の事情により、工期内に労務費や工事材料費等が急激に変動し、請負代金額が不適当となった場合に、残工事分の請負代金額を変更できる規定。

○今回、国からの通知(令和 6 年2月 16 日付)を受け、福岡市においても、インフレスライド条項の適用が決定され、財政局より関係部局に通知された。
(令和 6 年3月1日付)

○インフレスライドの対象工事は、令和 6 年2月29 日以前に契約がなされた工事で、受注者による変更請求日(=基準日)からの残工期が2ヶ月以上あるもの。また、スライド額は、基準日以降における残工事部分の旧単価等を、新単価等に入れ替えて再積算し、その金額から受注者の負担割合分※(変更前の残工事金額の100 分の 1)を控除した金額となる。

※国のマニュアルにおいて、工事請負契約書第 29 条「不可抗力による損害」に準拠するものとして定められた値。

